

令和7年度 新潟市犯罪被害者等支援推進会議 議事録

日時: 令和7年11月14日(金) 午後1時30分~2時34分

場所: 新潟市役所 本館3階 対策室1

発言者	発言内容
事務局 (吉井市民生活 課安心・安全 推進室長)	<p>ただ今から、令和7年度「新潟市犯罪被害者等支援推進会議」を開催いたします。</p> <p>本日、全体の進行を務めさせていただきます、市民生活課安心・安全推進室室長の吉井と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは会議に移ります。本日は6名の委員全員からご出席いたしております、本協議会規則第5条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>なお、本協議会は、本市の「附属機関等に関する指針」により公開させていただきます。また、会議録を公開する関係から議事内容を録音させていただきますことをご了承願います。</p> <p>初めに、開会にあたりまして、市民生活部長の齊藤から一言ご挨拶申し上げます。齊藤部長、お願ひします。</p>
事務局 (齊藤市民生活 部長)	<p>市民生活部長の齊藤でございます。</p> <p>本日は、ご多用のところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。「令和7年度 新潟市犯罪被害者等支援推進会議」の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>日頃から犯罪被害者等支援の推進を始め、市政に深いご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。</p> <p>本市は、令和4年8月に制定した新潟市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復並びに犯罪被害者等の生活の再構築を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、市民誰もが安心して暮らせる地域の実現に向け、取り組んでいくところでございます。</p> <p>また、国においては現在、第5次犯罪被害者等支援計画の策定に向けて検討を進めています。昨今、公表された計画案におきましては、途切れのない支援の提供体制の整備・充実を図るため、ワンストップサービス体制の構築推進を目指すとして、犯罪被害者等コーディネーターへの支援強化や、被害者手帳、カルテの導入が盛り込まれており、関係機関や関係団体の皆さんと連携しながら、更なる取り組みが求められていると認識しております。</p> <p>本日の会議では、「新潟市犯罪被害者等支援推進計画」で定められている、支援施策の実施状況等について、御審議いただくことと</p>

	<p>しています。委員の皆様からは、忌憚のないご意見を賜ればと思っています。</p> <p>犯罪被害者等の尊厳が保障され、適切に支援が途切れることなく行われることで、被害者等が受けた被害が早期に軽減、回復し、再び平穏な日常生活を営むことができるよう、引き続き取り組んでまいりますので、どうぞ、皆さまのご支援・ご協力を何卒、よろしくお願ひいたします。本日は、よろしくお願ひいたします。</p>
事務局 (吉井市民生活 課安心・安全 推進室長)	<p>それでは議事に入ります。丹羽会長より議事の進行をお願ひいたします。</p>
議長 (丹羽会長)	<p>皆さまこんにちは。会長の丹羽でございます。本日の議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、これより次第に従いまして議事を進行して参りますが、本日の会議は1時間半程度を予定しているそうですので、円滑な議事進行についてご協力をよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、はじめに、次第の3議事の（1）「新潟市における犯罪被害者等支援に関する取組等について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (市民生活課片 山係長)	<p>それでは、資料1-1をご覧ください。</p> <p>この資料は、新潟市犯罪被害者等支援推進計画の令和6年度の実施状況及び令和7年度の実施計画を示したものです。</p> <p>例年同様に、犯罪被害者とそのご家族様、ご遺族様の置かれている状況に応じて、既存の施策を活用していくことも重要であることから、新潟市犯罪被害者等支援推進計画には、被害者支援に特化した施策以外にも犯罪被害者等が利用できる市の施策を掲載しておりますので、犯罪被害者に特化した施策以外の取組実績も掲載しております。</p> <p>これら全ての取組実績等についてご説明させていただきますと、だいぶお時間をいただいてしまいますので、犯罪被害者等支援に特化した施策の取組実績について説明させていただきます。</p> <p>犯罪被害者等支援に特化した施策に関する取組実績についての説明に入る前に、資料1-1の進捗管理表において説明が必要な部分がありますので、その点について説明いたします。</p> <p>まず、1点目に、各取り組みの相談実績数等を記載しておりますが、犯罪被害者等支援に特化した施策以外は、犯罪被害に起因するものの相談実績数等を抽出することが難しいため、基本的に事業全体の実績数を記載しております。</p> <p>ですが、犯罪被害者等支援に係る実績数を抽出することが可能な</p>

	<p>取組に関しましては、1ページの（1）「犯罪被害者等支援総合窓口の設置」に記載されているように、※印で「犯罪被害者等支援に係る実績」と記載させていただいております。</p> <p>2点目に、2ページの区分「1. 相談及び情報の提供」（2）のウ、子どもに関する相談についてですが、計画では「子育てに関する様々な困りごとについて相談に対応します」と定められておりますが、実績数を記載するに当たり、子供に関する相談の定義を各区で同様にするため、各区健康福祉課と検討を行い、毎年厚生労働省に報告している福祉行政報告例第45表の数値と同様とさせていただいております。</p> <p>この福祉行政報告例第45表は、保護者の死亡や病気の発症等による養護相談や、子どもが不登校になった際などの育成相談に関する相談が対象となっております。</p> <p>なお、福祉行政報告例第45表には、母子手帳の配布に関する相談などの「母子保健」に関する相談数は含まれておりません。</p> <p>あくまで「犯罪被害者等施策推進計画」内の子育てに関する相談実績数のため、子どもが被害にあったときや、親が被害にあった際の子どもの育成環境への相談実績と考えると、母子保健は含まない数値とさせていただきました。</p> <p>3点目に、3ページの区分「1. 相談及び情報の提供」（2）カ福祉に関する総合的な相談についてですが、「福祉に関する相談」となると非常に定義があいまいで、定義を各区で同様にすることが難しかったため、犯罪被害者等から福祉に関する相談を受けた記録がある場合、その相談件数を記載することとしました。</p> <p>具体的な例を申し上げますと、例えば「犯罪被害によって障害を負ったため、新潟市で利用できる障がい福祉サービスを教えてほしい。」といった相談や、「今まで自分を介護してくれていた家族が犯罪被害によって重傷病を負い、介護をしてもらえる状態ではなくなったため、新潟市にて利用できる介護サービスを教えてほしい。」などといった相談があった区について実績数を記載しております。令和6年度は全区そういった犯罪被害に関係した福祉相談はありませんでした。</p> <p>資料1-1の説明は以上になります。</p> <p>続いて資料1-2「計画における犯罪被害者等支援に特化した取組について」を説明いたします。</p> <p>まず初めに、計画の区分1、相談及び情報の提供の（1）「犯罪被害者等支援総合窓口の設置」に関して説明いたします。</p> <p>新潟市では、市民生活課安心・安全推進室を支援総合窓口とし、犯罪被害者等の相談に応じた支援制度の案内や関係機関、関係団体</p>
--	--

に関する情報提供の一元化を図るとともに、府内各部署との連携により、各種手続きのワンストップサービスを実施することで、犯罪被害者等の物理的・精神的な負担などの軽減に取り組んでおります。

令和6年度の総合窓口への相談件数は合計14件となっており、令和5年度から4件減となっています。相談種別については、殺人事件に関する相談が1件、傷害事件に関する相談が4件、性被害に関する相談が2件、危険運転に関する相談が2件、過失運転致傷罪が2件、脅迫被害に関する相談が1件、詐欺・窃盗に関する相談が2件ありました。

続いて計画の区分2、心身に受けた被害及び影響からの回復についての（1）「カウンセリング費用の助成」についてですが、令和6年度の申請件数は0件でした。なお、令和7年度につきましては、相談は1件いただいているが、現時点では申請はありません。

2ページをご覧ください。続いて計画の区分5、居住の安定についての（2）「転居費用の助成」についてですが、令和6年度は申請がありませんでした。7年度の申請につきましても、相談は2件いただいているが、現時点では申請はありません。

続いて計画の区分7経済的負担の軽減についての（1）「犯罪被害者等見舞金」についてですが、令和6年度の支給件数は重傷病見舞金4件となっています。

令和7年度につきましては、現時点で遺族見舞金1件、支給しています。

続いて計画の区分7、経済的負担の軽減についての（2）「犯罪被害者等にかかる資金の貸付」についてですが、令和6年度の申請件数は0件でした。令和7年度の申請件数につきましては、現時点で1件の申請がありました。

3ページをご覧ください。続いて計画の区分8市民等の理解の増進についての（1）「市民全般へ向けた広報啓発活動」についてです。

まず初めにリーフレットの配布についてですが、パネル展のようなイベントの際に市に配布いたしました。

続いて、広報媒体を活用した周知・啓発についてです。

被害者支援に関する広報啓発費が令和5年度に引き続き予算が削減されたこともあり、令和6年度は費用がかからない方法で様々な広報に取り組みました。

まず初めに、若年層向けにFacebookや（旧Twitterである）Xといった利用者の多いSNSにおいて市民生活課独自のアカウントを作成し、配信を行いました。

4 ページをご覧ください。

次に、「ラジオ CM 放送による周知」ですが、各ラジオ局で「新潟市からのお知らせ」に関する番組を広報課が提供しているため、BSN ラジオ、FM KENTO のラジオ局でラジオ CM の放送を行いました。

次に、「Yahoo!における周知」です。Yahoo!の自治体からのお知らせページにて、11 月の被害者支援月間にに関する周知を行いました。

次に、各区役所におけるデジタルサイネージ広報についても、各区役所に設置されているデジタルサイネージにおいて、犯罪被害者等支援に関する周知を行いました。

5 ページをご覧ください。

次に、大型商業施設デジタルサイネージにおける周知についてですが、新潟市ではイオン新潟西店及びイオンモール新潟亀田センター店にて新潟市からのお知らせを表示するデジタルサイネージが設置されているので、その 2 店舗でデジタルサイネージ広報を行いました。令和 6 年度は新潟駅が改築され、駅のバス停近くにデジタルサイネージが設置されたので、そちらでもデジタルサイネージ広報を実施しています。

次に、「市報にいがたにおける周知」ですが、こちらは被害者支援月間にあわせ、にいがた被害者支援センターに関する広報及び、県が主催している支援フォーラムに関する広報を行いました。

なお、今年度も令和 6 年度同様の広報を被害者支援月間にあわせ、実施しております。

6 ページをご覧ください。続いて、犯罪被害者等支援に関するイベント等の開催について説明いたします。

令和 6 年度は 10 月 11 日から 10 月 24 日までの期間を、新潟県との共催で、新潟市役所本館 1 階の市民ホールにて、犯罪被害者支援の重要性や支援活動の紹介などが記載されたパネルの展示を行いました。また、11 月 1 日から 11 月 12 日までの期間を東区役所 1 階南口エントランスホールにて実施しました。

なお、今年度は 10 月 28 日から 11 月 6 日までの期間を新潟大学中央図書館で、11 月 10 日から 11 月 19 日までの期間を新潟市役所本館 1 階の市民ホールにてパネル展を開催しています。

どちらの会場も、多くの方が立ち止まってパネルをご覧になっており、ホンデリングもかなりの数の寄贈をいただきました。

続いて、計画の区分 9 教育活動の推進についてですが、犯罪被害者等支援についてのリーフレットの配信により、学校における教育活動の推進を行いました。

	<p>7ページをご覧ください。続いて、計画の区分10、人材の育成ですが、犯罪被害者等支援にあたっては、既存の施策も活用していくことになることから、庁内における被害者支援施策に携わる関係部署の所属長と、犯罪被害者等支援施策の現状等について情報共有を行うために、令和6年8月5日に、関係部署所属長との庁内連絡協議会を実施しました。</p> <p>また、支援業務に従事する職員を対象として、犯罪被害者等の支援に必要な情報及び知識の習得に努めるとともに、支援に必要な対応力の向上のため、令和7年3月21日に、庁内関係部署職員に対する研修を実施しました。</p> <p>こちらは、新潟県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室の佐藤課長補佐より、新潟県警察における支援内容についてご講和いただきました。</p> <p>また、同じく支援室のカウンセラーの小島様より「犯罪被害者の方が抱えやすい心理状態について」ご講和をいただき、被害者の方が相談に来られた際に考慮すべき被害者が抱える様々な問題や心情など、支援において大切なことをご指導いただきました。</p> <p>最後に区分11、民間支援団体に対する支援についてですが、犯罪被害者等が定期的に集まり話し合うことにより、問題の解決や克服につながることを目的とした自助グループの活動について、にいがた被害者支援センター様にその開催運営を委託することで支援を行いました。こちらは年間6回開催していただいております。</p> <p>資料1-2の説明につきましては以上です。</p>
議長 (丹羽会長)	只今の説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございましたら、委員の皆様より自由にご発言願います。いかがでしょうか？
井口委員	資料1-2の2の心身に向けた被害の影響からの回復にカウンセリング費用の助成0件ということですけども、このカウンセリング費用の助成は「医療保険の適用を受けることができない。外来によるものに限る」と書いてあるんですけども、医療保険が適用できないものの例示があれば教えていただければと思うんです。
事務局 (市民生活課片 山係長)	本市から、「どういったものが医療保険の対象にならない」という例示はできるものではございません。 基本的には、県警察の補助制度に保険の効くもの効かないものいざれも助成の対象にもなっているものがあるため、まずは県警察被害者支援室のカウンセラーにご相談をいただき、そこでも足りない場合にはこちらの方の制度も利用していただくという想定です。
議長 (丹羽会長)	ありがとうございます。他いかがでしょうか？
大花委員	ご説明ありがとうございました。着実に犯罪被害者支援の政策を

	<p>遂行されているということを確認できました。</p> <p>3点ありますて、まず1点目なんすけども、条例が令和4年8月に施行されて3年経過しているという状況でありますて、私は条例制定の時から携わらせていただいているんですけども、条例制定後、今、実際に市役所、区役所の中で、犯罪被害者支援に携わっていらっしゃる方々で、この条例が制定されたことで何かやりやすくなったりとか、そういったものがあるのかどうか、感想めいたところで良いと思うんですけども、そういうのがあれば教えていただきたいなと、要は、条例でどういう風に変わったのかということを知りたいというのがまず1点です。</p> <p>2点目なんすけども、特化施策の貸付について、7年に1件実績があって、これは新潟市で初めてのケースだと思うんですけども、差し支えない範囲でどういったニーズがあって支給ということに至ったのかというのが知りたいというのが2点目。</p> <p>それから、特化施策の資料1-2の7ページ目10人材の育成の確保、1関係部署所属長との庁内連絡協議会について令和6年8月に実施と書いてありますけれども、これはどれくらいの頻度で実施されているのかというのが知りたいです。</p> <p>恐らく、市役所だと人事異動がある思うので、できたら少なくとも年1回はやっていただきたいなというのは希望です。</p>
<p>事務局 (市民生活課片 山係長)</p>	<p>まず1点目すけれども、「条例が施行されたお陰でこういうことがやりやすくなりました」というお声は、直接聞いているものはございません。ただその研修については、以前に福祉の部門の職員でしたけれども「是非やってほしい!」、「やるときには、他の区でやってたとしても是非そっち行きたい。」という積極的に研修に出たいという人もいましたので、十分に周知をこれからもしていきたいと思います。</p> <p>それから2点目の貸付ですが、生活の資金とそれからご商売されている方でしたので、その支払いについての心配もあったようです。。</p> <p>3点目の人材育成についてすけれども、所属長の会議については年1回行っているところで、大きな変更がない場合には、「実施する・実施しない」の検討から行うことにはなろうかと思いますが、ただ今、最低年に1回はというようなご要望ですので、対応を検討していきたいと思います。</p>
<p>議長 (丹羽会長)</p>	<p>他いかがでしょうか?</p>
<p>井口委員</p>	<p>今程の説明の中で、総合相談窓口と担当部署の育成はもう十分にされておられると思うんですが、その他の、例えば福祉関係とかで</p>

	<p>すね、担当者以外の部署の被害者支援に関する周知をできればお願いしたい。実際、被害者支援センターはいつできたんですか？という風に聞かれたことがあります。</p> <p>また、女性相談員はどこに配属されているものですか？</p>
事務局 (市民生活課片 山係長)	区によっては健康福祉課の中に生活保護の部門があってその係の中にいる場合や、健康福祉課と保護課が別々の区では健康福祉課の中にいる場合もあり、区によって違いはありますが、いずれにしても福祉の部門にいます。
井口委員	被害者支援センターの名前はわかるけども、何をしているんですか？と実際に支援員が聞かれることがあったので、総合相談窓口あるいは他の職員の方にも周知をお願いしたいと思います。
事務局 (市民生活課片 山係長)	担当者レベルでの研修も行っているんですけども、被害者支援センターさんに関しては、犯罪にあった被害者の方の支援を行っているという説明のほかに、例えば裁判の傍聴代行や受診同行も行っているなど、今後はもう少し踏み込んだ説明もしていきたいと思います。
議長 (丹羽会長)	<p>他いかがでしょうか？</p> <p>私から 1 点だけ。広報はどの支援主体でもとても苦労しているところなんですけど、市の持ってるいろんなリソースの中で広報していくという時に、どういった点が強みになり有利な点かお伺いしたいと思いまして、いかがでしょうか？</p>
事務局 (市民生活課片 山係長)	やっぱり一番は市民の皆さんにお渡しできる市報があるのは強みだと思います。それから、市役所の中には様々な部署があり、それが企業さんと協定を結んでいたりすることもありますし、そういったところを経由して細やかな、また、デジタルサイネージですか、全体には及ばないまでにしても人通りの多いところに積極的に展開できるような広報の媒体が活用できるというところは強みだと思っております。
議長 (丹羽会長)	<p>なかなかお金がかかるもので、お金を使えばいくらでもできるんでしょうけど、そうはいきませんものね。</p> <p>市報のほかに各区に区報ってものがございますね。、私の住む区からも区報が自宅に時々入るんですが、区報にも何か載ってるんでしょうか？</p>
事務局 (市民生活課片 山係長)	<p>「区だより」なんですけれども、まず発行のタイミングは市報と同じで、表と裏で市報から始まる側と区だよりから始まる側というふうに分かれてて一体になっています。</p> <p>基本的には、区だよりについては区役所からの周知事項、もしくは、本庁の部門からであっても、その区に特化したものであれば区だよりに掲載します。</p>

	市全体に及ぶものは市報でお知らせするという住み分けになっています。
議長 (丹羽会長)	ほかいかがでしょうか。
小林委員	9番の教育活動の推進の中で、学校に教育活動の推進を行っておりますが、具体的な対象は中学生？高校生ですか？
事務局 (市民生活課片 山係長)	ゴールデンウィーク明けの5月の2週目に、中学校3年生向けに、各生徒さんタブレットお持ちですので必要な時に見られるような状況で提供しております。内容は、犯罪被害者支援の重要性ですか、二次被害の防止に触れた部分もあり、全体的な内容の周知になっております。
中曾根委員	資料1-2の支援総合窓口の相談件数が今年は10件、令和6年度は14件。見舞金の支給は令和6年度合計で4件。7年度は現時点で4件ということなんですが、相談を受けているということになると、総合的対応窓口で相談を受けて、福祉サービスに回したりとか、ほかの部署と連携したり、あるいは被害者支援センターに繋げるとか、そういうことをどんな感じでやっているのかということをお聞きしたいです。
事務局 (市民生活課片 山係長)	見舞金に結びついていないものが、この10件と4件の差ですが内容は様々です。 市のホームページを見て「私はこの見舞金の該当になりますか？」というご質問をいただいて、対象にならず対応を終える方もいらっしゃれば、見舞金等の対象にはならない方でも他の部署の制度について「申請した方がいいですよ」とおすすめする方もいます。 また、情報提供の同意をご本人様からいただければ、関係部署に事前に連絡してスムーズに手続きが行われるよう手配するなど、こちらの方から情報提供・調整させていただいている状況です。
中曾根委員	なんでお聞きしたかと言うと、例えば、過失運転や脅迫、詐欺、窃盗と言う犯罪の被害では、見舞金の対象にはならないと思うんですけども、それでも犯罪被害に遭っている訳で、そういう方々は被害者支援センターに繋がってこない場合もあるため、相談を受けた場合、どういう風につなげていくのかをお聞きしたかったということです。
水口委員	最初の1-1は、各担当部署の方に毎年度、確認して作成しているものですか？非常に良い取り組みだと思ったものですから、お聞かせいただきたいなと思います。
事務局 (市民生活課片	区役所窓口で対応する職員となりますと、犯罪被害者に対する支援に関しては、少しピンと来てない部分もあると思います。

山係長)	ご指摘いただいたこの進捗管理表は、年に 1 回各部署に問い合わせて回答を得るのですが、実績の数値を集計する、たったそれだけの作業ですけれど、こういう支援や観点があるってこと自体を認識して回答することは、大事な動きなのかなと思います。
議長 (丹羽会長)	他いかがでしょうか? 私から、これは実際やられてるかどうかお聞きしたかったんですけども、総合窓口を利用される方には、各制度、カウンセリング費用の助成だったり見舞金の話だったり色々ありますけども、相談に来た方はどこから情報を得て繋がったのか、何かこう現場で確認が取れるような形になっていますでしょうか。
事務局 (市民生活課片 山係長)	それにつきましては、いらっしゃった時に大体お聞きます。 私はこの春着任しましたが、引き継ぎを受けた際には大体、県警察から連絡が来てその後にご本人様等がいらっしゃるというような流れで聞いてたんですけど、今年はそうじゃないケースが非常に多いです。 お話を聞きすると、自分で市のホームページ等を調べられて、「この制度に私は該当しますか?」というケースが非常に多いです。そういうたたなケースでは、非常に色々な角度からの内容の質問をいただくものですから、私達にとって非常に勉強にもなりますが、これまでとは市に繋がってくるルートが違っていると感じています。
議長 (丹羽会長)	そうしますとやっぱり広報の重要性っていうことにも繋がってまいりますし、あと、もし可能でしたら、これアフターフォローができればと思ってたんですが、実際に制度利用された方から、例えば見舞い金をもらってどうでしたか?といった感想をお聞きしておくとか、何かそういったことができると、今後、予算要求をする時に根拠になるかなっていうところがございましたので、そういうたたな辺りもやっていけるとよろしいかなと思っていました。
中曾根委員	例えば、一時保育とか新潟市は有料だと思うんですが、例えば後からでも一時保育や家事費用の助成を行うことができる様になれば良いと思っています。例えば保育を 1 日使うととか、家事費用は何十時間まではいくらとか、そんなような制度を追加していただければと思うのですが?
事務局 (市民生活課片 山係長)	直接議題には載っていないんですけども今のお話はこの後にお話させていただこうかと思っていた部分もあるので、今のご質問の回答につきましては十分検討させていただきますということで、後でまたそのお話しをさせていただきます。
議長 (丹羽会長)	諸々の日常生活支援に関わってくるあたりかなと思いますけどね。いかがでしょうか?時間の関係でそろそろ次の議題に移りたい

	<p>と存じますが、また何か今までのところでご発言なさりたいことでもう少し話したいとかございましたら、後ほど合わせてご意見頂戴したいと存じます。</p> <p>それでは次に、（2）推進計画の改正についてです。事務局から説明お願ひいたします。</p>
事務局 (市民生活課片 山係長)	<p>資料 2-1 をご覧ください。</p> <p>令和 5 年度に策定した犯罪被害者等支援推進計画について 1 点改正が必要な部分が生じましたので、皆様からご意見をいただいた後、改正を行いたいと思います。</p> <p>こちらは、資料 2-1 の計画改正案の 11 ページ及び 12 ページをご覧ください。4 安全の確保（3）選挙人名簿における支援対象者情報の閲覧制限を追加します。内容は、こちらに記載のあとおり、DV 及びストーカー行為等の被害者から選挙人名簿の氏名・住所等の閲覧の制限について希望する申し出がある場合、及び住民基本台帳事務における支援措置を受けている場合は、閲覧を制限し、被害者の保護を図るものです。</p> <p>なお、資料 2-1 の計画改正案の 40 ページと資料 2-2 「新潟市犯罪被害者等支援にかかる府内連絡会議開催要綱の一部改正について」をご覧いただきたいのですが、今ほど説明させていただいた「選挙人名簿における支援対象者情報の閲覧制限の追加」が行われたことに伴い、府内連絡会議の開催要綱に定める会議構成員の部分について、一部改正させていただく予定です。</p> <p>今回の計画改正につきましては、既に施策内容の変更が決定したものに対する軽微な計画改正となりますので、今回開催させていただいている犯罪被害者等支援推進会議委員の皆様のご意見をお伺いし、問題がなければパブリックコメント等は行わず、改正を決定する予定となっております。説明については以上です。</p>
議長 (丹羽会長)	只今のご説明につきまして、何かご質問ご意見とございましたらよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか？
中曾根委員	「DV 及びストーカー行為等」に「など」と付いているので、今まで支援してお願いしたことがある性犯罪の方なんですけど、ストーカー行為「など」が付いているから、そういう意味ではそういう風に解釈してよろしいでしょうか。
事務局 (市民生活課片 山係長)	DV やストーカー被害に限定している訳ではなく、性犯罪被害に遭われた方についても対応は可能です。
議長 (丹羽会長)	そこは重要な点かもしれませんね。ほかいかがでしょうか？ 特にご質問、ご意見等ございませんか？ ないようでしたら、この度お示しいただきました計画の改正につ

	<p>きましては、ご意見を踏まえて市の方で進めていただければと存じます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>この後、自由に意見交換する前に、先ほどの日常生活支援のお話しを先に伺った方が意見交換もしやすいかなと思いますのでお願ひできますでしょうか。</p>
事務局 (市民生活課片 山係長)	<p>この会議やその他多方面からも犯罪被害者支援に関する制度の拡充要望を色々といただいている中で、日常生活支援制度の追加を考えており、現在、予算要求を提出したところです。まだ、来年度からの実施が確定した訳ではないのですが、現在、働き掛けをしていることをご承知いただければと思います。</p> <p>それでもし、来年の春から制度実施ができるようでしたら、その制度について要綱をお示しして、皆さまから内容についてご意見を色々いただきたいと思います。</p> <p>どのようにご意見を伺うかは、丹羽会長と相談させていただいて決定したい思います。よろしくお願ひいたします。</p>
議長 (丹羽会長)	今のご発言も含めまして、委員の皆様から何かございましたら。
大花委員	具体的にはどういった内容の制度で、予算どれくらいかを見込んでいますか？
事務局 (市民生活課片 山係長)	<p>内容は、犯罪被害によって日常の家事等ができなくなった方に対する家事支援です。</p> <p>他の政令市でこの支援については取り組んでいるところが非常に多く、金額的な部分は他の政令市を見ながらになりますが、同時に、新潟市内で家政婦さんやお手伝いさんの様な業種のところの値段設定を見ながら、支援単価掛ける何時間までという予算要求をしています。要求額はこの後、要綱が定まりましたらご覧いただければと思います。</p>
井口委員	<p>被害者支援センターでは、4月から面接業務の委託を市から受けまして、第1号の事例に支援を行ったところです。</p> <p>7月に情報提供いただき、私どもの支援活動員の方で面接をし、市からも同席いただき、被害者への対応について市から勉強してもらうと支援と一緒にやってもらっています。そんな中で、見舞金や貸付金の申請をさせていただきました。</p> <p>被害者支援センターと市とは、非常にうまく連携がとれてやっていると思っていて、市からは出来ることをやっていただいて、非常に最初の第1号にしては連携が取れていたなど、こんな風に思っています。今後も連携をよろしくお願ひします。</p>
事務局 (市民生活課片	ありがとうございます。被害者支援センターさんと市が連携していく上で、区役所窓口での対応等を含めて調整してくれっていうのは

山係長)	初めてに近かった部分もあって、我々も悩みながら進めた部分ですが、その結果、時間かけた分うまくいっているという評価にはつながってるのかなと思います。今後ともよろしくお願ひいたします。
議長 (丹羽会長)	<p>他いかがでしょうか？</p> <p>私から。今ご存知の通り、地方における途切れない支援ということを国も言ってますので、県の方でコーディネーター機能を担うという動きにはなっておりますよね。</p> <p>そこで、ワンストップサービスをどうやって実現するかと言う時に、都道府県が旗振り役になる体制を国は、今、進めようとしている訳ですけれども、その際におそらく新潟市の立ち位置としましては、政令市でございますので、県内の市町村いわば主導し、リードしていくという立場で検討をうまく協働してやっていくっていうあたりが問われるんだと思うが、これから県の方からも声にかかるのかもしれませんけども、そのあたり今後の見通しと何かございましたらお聞かせ願えればと思うんですが、いかがでしょうか？</p>
事務局 (吉井市民生活 課安心・安全 推進室長)	<p>県の方からも、「ワンストップサービスに関しては来年度からやります」という話はいただいております。まだ、どういうやり方で具体的に進めていくのか見えてないところもありますので、県には市町村向けの説明会開催を要望しております。</p> <p>来年度に説明会があった後、対応できるように我々も準備はしていきたいと考えております。</p>
議長 (丹羽会長)	この間、私が県の方にお伺いしたらセンターの方に話が来てるらしいのですが…。
井口委員	丹羽会長のお話のとおり、県の方からセンターに業務委託をする予定で動いています。まだ、決定はしていないのですが、来年早々、春から各市町村回りさせていただく予定で進めています。細かい中身はこれから詰めることになっています。
議長 (丹羽会長)	<p>はい、では最後にこれまでの議事全般を通じて、ご意見がございましたらいかがでしょうか。特にございませんか？</p> <p>はい、ありがとうございました。では、皆さま大変お疲れ様でございました。スムーズな進行にご協力賜りましてありがとうございました。以上で議事は終わりたいと存じます。では、司会の事務局にお返しいたします。</p>
事務局 (吉井市民生活 課安心・安全 推進室長)	会長、大変ありがとうございました。皆様、大変有意義な会議ありがとうございました。以上もちまして、令和7年度新潟市犯罪被害者等支援推進会議を閉会いたします。本日はお疲れ様でした。